

第 3 5 号議案

加東市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

加東市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 5 月 1 1 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市介護保険条例の一部を改正する条例

加東市介護保険条例（平成 1 8 年加東市条例第 1 2 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 前	改 正 後
附 則 〔新設〕	附 則 <u>（令和 8 年度における前年度非課税者に係る保険料の減免）</u> <u>1 5 第 1 号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和 7 年度及び令和 8 年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第 2 5 条の規定により令和 8 年度分の同法の規定による市町村民税が課</u>

<p>[新設]</p> <p>[新設]</p>	<p><u>されているものとみなされることとなるもの（令和7年度分の同法の規定による市町村民税が課されていないことを市が保有する情報で確認することができる者に限る。以下「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされることにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（第5条第1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第25条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（以下「令附則第25条非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。</u></p> <p><u>16 前項の規定による減免後の令和8年度分の保険料の額は、令附則第25条非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。</u></p> <p><u>17 附則第15項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。</u></p>
-------------------------	--

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第35号議案 要旨

加東市介護保険条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

令和7年度税制改正において給与所得控除が引き上げられ、市町村民税が非課税となる所得金額が上がったが、保険料の算定については介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の改正により当該税制改正の影響が遮断された。このことにより保険料算定において市町村民税課税者として判定され、保険料が増額する者の保険料負担を軽減するため、所要の改正を行う。

2 改正内容

令和8年度分の保険料に限り、介護保険法施行令の改正により、市町村民税課税者と判定される者のうち、令和7年度の市町村民税が非課税であった者の保険料の額を、市町村民税非課税者として判定する保険料段階まで減免すること。

また、減免の実施に当たっては、申請書の提出を省略すること。（附則第15項～附則第17項関係）

3 介護保険保険事業特別会計への影響

介護保険保険事業特別会計における保険料収入の一時的な減少が見込まれる。

4 施行期日 公布の日